

令和4年度 第1回 国分寺市交通安全対策協議会 議事録

日時	令和5年2月16日(木) 10時00分～11時00分
場所	国分寺市役所第3委員会室
出席委員	<p>1号委員 小泉 市郎, 新藤 和男, 宮野 淳正, 熊沢 涉, 高橋 秀幸 2号委員 柿崎 洋一, 田中 一郎 3号委員 望月 美江, 原田 浩 4号委員 田中 将太 5号委員 石橋 明夫, 榎本 聡 (欠席: 1号委員 山口 真 2号委員 和地 俊幸 4号委員 伊藤 徹司)</p> <p>※交通安全対策協議会の委員構成について (国分寺市交通安全対策協議会条例 第4条) (委員) 第4条 前条の委員は, 次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。 ただし, 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは, 委員の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 識見を有する者 6人以内 (2) 国分寺市立学校長及び私立幼稚園長 3人以内 (3) 国分寺市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内 (4) 警視庁小金井警察署及び東京消防庁国分寺消防署の職員 2人以内 (5) 鉄道事業者の代表者 2人以内</p>
事務局	古谷 隆之(交通対策課長), 小野木 博一(交通対策担当係長), 木村 祐佳(交通対策担当)
次第	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・協議事項 正副会長の互選について ・報告事項 令和4年度の主な交通安全啓発等事業の実施結果について 令和5年度の主な交通安全啓発等事業の実施予定について

○開会

配付資料確認

1. 委嘱状の交付

※コロナ感染拡大防止のため、委嘱状は机上配布。
建設環境部長挨拶

2. 自己紹介

※出席議員から自己紹介、事務局の紹介
(欠席者の紹介)

3. 正副会長の互選について

小金井・国分寺防犯協会の新藤委員を会長に任命。(推薦による)
市立小中学校PTA連合会の原田委員を副会長に任命。(推薦による)

<事務局>

議事進行を会長へ

<会長>

報告事項である「交通安全啓発等事業の実施結果について」及び「交通安全啓発等の実施予定について」について、事務局に説明を求める。

4. 報告事項①「令和4年度の主な交通安全啓発等事業の実施結果について」

報告事項②「令和5年度の主な交通安全啓発等事業の実施予定について」

(関連事項のため続けて説明)

○事務局からの説明

事務局より、資料に基づき以下のとおり説明。

【資料説明】

資料3・4・5について説明。資料3は平成30年2月に策定した国分寺市交通安全計画の4か年の計画を引き継ぎ、令和4年度から8年度までの安全計画を策定したものである。また資料4は令和4年度に実施した資料、資料5は令和5年度の実施予定の事業についてまとめた資料となっている。

【資料4に基づき説明】

項目1 春の全国交通安全運動の流れについて説明

- 項目2 自転車月間に伴う「自転車マナーアップキャンペーン」について説明
- 項目3 交通安全講話会について説明
- 項目4 秋の交通安全運動について説明
- 項目5 高齢者施策に合わせた高齢者交通安全啓発事業について説明
- 項目6 駅前放置自転車クリーンキャンペーンについて説明
- 項目7 通学路交通危険箇所合同点検について説明
- 項目8 スケアード・ストレイト方式自転車交通安全教室について説明
- 項目9 自転車シミュレーター自転車交通安全教室（中止）
- 項目10 幼児の保護者への交通安全啓発事業について説明

【今後の予定】

- 項目11 交通事故防止キャンペーン（2/25、いずみホール前）小金井警察署と共同イベント
- 項目12 春の交通安全運動 市民の集い（3/25、いずみホール）小金井警察署・小金井警察署管内安全協会主催，小金井市・国分寺市共催

【資料5に基づき説明】

- ・計画の構成を説明（令和4年度を継承）
毎年実施される全国春の交通安全運動は例年4月であるが，令和5年度は選挙の関係で5月に実施される。

○質疑応答

事務局の説明の後，質疑応答。概要は以下のとおり。

〈委員〉

追加説明

- ・2/25に西国分寺駅南口のいずみホール前にて，自転車・歩行者を対象にイベントを開催。反射材等を用いた反射テストの実施，白バイの展示，ピーポ君出演等による交通安全呼びかけを実施予定。
- ・3/25に市民の集い（年2回，春は国分寺市，秋は小金井市主催）を開催予定。
いずみホール（400名弱収容可能）にて実施。DVD，PPTを使用した交通安全教室開催。芸人も参加。幅広く多くの方にご参加願いたい。

〈事務局〉

本日追加配付した2枚の資料について説明。

①あなたにもかぶってほしいヘルメット

道路交通法が昨年11月に改正され，今年の4月1日から子供だけでなく自転車を利用する全ての者に対し，ヘルメット着用の努力義務を課せられた。都内では交通事故

全体に占める自転車関与事故の割合が43%を超え、ヘルメットの着用により死者の割合が4分の1に軽減できると言われている。市役所では今後職員に対し、積極的に周知していきたいと考えている。

②自転車交通安全講座について

自転車安全利用五則が昨年11月に改正された。内容的に大きく変わっていないが、ヘルメット着用については全ての利用者に着用するよう明記されている。今後、広く市民にも周知していく。

自転車五則はまだ市民に浸透していないと思われるため、今後周知を図りたい。

〈委員〉

(補足説明)

自転車に対する様々な取り組みが各市町村で実施されているが、昨年の都内の人身事故3万170件のうち、約半数が自転車の関連した人身事故である。また都内死者数132名のうち、約2割が自転車で事故に遭い亡くなっている。小金井警察署管内でも昨年4月13日に日吉町(熊野神社通り)で車道を走っていた自転車が、後ろから来た乗用車と接触し、自転車の方が転倒、頭部を強打し、即死と思われる事故が起こった。人身事故の半分に自転車が関与していることを理解されたい。自転車に乗る人もルールを守って安全に運転をお願いしたい。

ヘルメットについて、先ほどの事故でもヘルメットを着用していればおそらく亡くなることはなかった事故である。資料にもあるが、頭部の損傷が高いのが現実である。どうか法改正を待つまでもなく、老若男女を問わずヘルメットを着用するようお願いしたい。

法律上は努力義務となっており、罰則はない。警察として注意喚起は行うが、取り締まりはできない。身を守るためのものであるということをご理解願いたい。

続いて、乗用車やトラックに自転車がぶつけられたという、いわゆる被害者的な立場である事故も結構な割合であるが、一方で自転車が歩行者と接触、自転車と自転車がぶつかって自転車が加害者となって相手にけがをさせた、という類の事故もかなりの割合で起こっている。

管内でも交差点で自転車が信号を無視して歩行者と接触し転倒し、けがをさせた事故や、裏路地においてT字路交差点を一時停止せずに進んだ自転車が、優先道路から来た自転車とぶつかり、優先道路を進んできた自転車の運転手が転倒し怪我を負った事故等がある。

自転車利用五則は、現場の警察官としての的を射ている内容と思っている。周知をして頂きたい。

次に、自転車の運転手も運転中に相手に怪我を負わせた場合は被疑者になるという話をしたい。運転中に相手を怪我させた場合、法律上重過失傷害という刑法第211条に該当する場合がある。その場合5年以下の懲役が課される。「自転車も車両の仲間」とい

う認識をもって頂きたい。自転車も交通違反の取締まりを受けることをご理解願いたい。

自転車は免許証を必要としない便利な乗り物である。違反をしても行政点数は対象外である。しかしながら取り締まりができないということではなく、交通切符（赤切符）によって取り締まりを行っている。具体的には信号無視、一時不停止、右側通行、歩道通行等の違反によって重大事故に直結するような運転をした場合は、取り締まりを行っている。反則金の適用は受けないが、5万円以下の罰金になる。

最後に、自転車運転者講習制度について補足させていただく。追加資料に15個の危険行為が掲載されているが、この違反について警察としては交通切符を適用した取り締まりを行う。ほか15個の原因によって事故を起こした場合には、事件送致することもあるということである。このような取り締まりを総じて3年以内に2回以上繰り返された自転車の運転手は強制的に、受講料を自身で支払って、講習制度を受けてもらうことになる。またこれを拒否した場合は罰金5万円が課される。一般には広く知られていないが、制度の手続きはこのようになっている。

自転車は身近な、便利な、子供から大人まで広く利用されている乗り物であるが、どうか安全にマナーを守って乗って頂きたい。警察としても一層の周知を行っていく。皆様のご協力をよろしくお願ひしたい。

<委員>

今の話の中で、自転車が歩道を通ることができる例外の中に、交通量が多く幅が狭いと記載があるが、この判断は各自に委ねられるのか。身近なところで言うと、戸倉街道が非常に歩道が狭い。バスも多く交通量もそれなりに多い。自分で子供を乗せて車道を走ることがすごく怖い。特にマルエツから府中街道の間は、片側にしか歩道がなく、マルエツ側から府中街道側に進むときに、向かって右側の歩道があるところに「自転車は原則左側通行」の看板もあるが、さすがに子供を乗せて左側を通行することは大変恐ろしく、そのような場合は歩道を通行してよい、という認識でよろしいか。

<委員>

基本的に交通量が多く道幅が狭い場合であるが、国分寺市内に限らず、歩道については3mないところが狭いという認識はある。ただし明確な部分は示されていない。その場合はご自身で見えて頂いて判断し、ご対応頂くしかない。警察としても「これはダメ」という明確な言い方は出来ない。

<委員>

基本的には安全にルールを守って走りましょう、ということでもよろしいか。

<委員>

よろしいと思う。

<委員>

小学校の状況に関し、ヘルメットについては13歳未満の子供はかぶる義務があり、保

護者がかぶらせなければならないことになっている。平成 20 年の道交法改正に始まり、多くの小学校の管理職は児童朝会等でヘルメット着用を促し、私も「脳は豆腐の硬さと同じ」という話をしている。平成 20 年頃に比べて大分浸透し、小さい小学生も着用するようになってきた。

今、近々に面している課題が、職員も自転車通勤が多く、職員に対しどう指導するかが話題になっている。通勤時間は小学生の通学時間と被るため、先生が被っていないことになる、努力義務だからということでは片付けられない。どうしたものかと悩む。

別の話であるが、個人賠償責任保険について、都教育委員会より今年度自転車通勤者に対し、加入状況を調べるよう指示が来ており、管理職が一人ひとり確認を取っている。

<会長>

今までは当たり前ヘルメットを被らなくてよかったものが、被るという義務になると、事故等が多いとやはりそういう風にしていくのが妥当なのかと思う。私自身も自動車を運転していて自転車の横を通る時に、相手側の道路にはみ出して抜いていくこともあり、なかなか大変だと思うが、みんなで知恵を絞り、特に学校の先生は大変だと思うが、考えながらいろいろ相談しながら臨機応変に対応していただきたい。

5. その他

<事務局>

①委員報酬について

※書類提出のお願い。

②今後の協議会予定

諮問事項が発生した場合に協議会を開催する。その際は日程調整させて頂く。

○閉会

以上